

中津川市個人情報保護審査会議事録

平成 29 年 12 月 27 日（水）14:00 から 14 : 50

中津川市役所 4 階 4-3 会議室

発言者	内 容
行政管理課長	<p>時間となりましたので、中津川市個人情報保護審査会を開会させていただきます。本年度 2 回目の審査会を開催させていただきます。1 か月半足らずで 2 回目の開催ということで、委員の皆様にはご足労願ひ、また年末の忙しい時期にお集りいただきまして、感謝申し上げます。申し遅れましたが、私は、審査会事務局であります行政管理課長の嶋崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日の審査会は、1 時間程度の審査会ということで予定させていただきました。進行にご協力をお願い申し上げます。</p> <p>はじめに後藤会長からご挨拶をお願いいたしまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>本日は年末のお忙しい中、また寒い中を委員の皆様にはお集りいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は中津川市個人情報保護条例の規定により、東美濃ナンバー導入事業による住民意向調査に伴い、住民基本台帳情報を目的外利用及び外部提供することについて、諮問を受けております。</p> <p>市民の個人情報の保護ということで重要な案件ですので、慎重審議をよろしく願いします。</p>
行政管理課長	<p>それでは次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いします。</p>
後藤会長	<p>本日の委員会については、原則公開となっておりますが、「中津川市審議会等の会議の公開に関する指針」第 4 条の規定により、審査会に諮って決定することとなっております。</p> <p>本日の案件は、指針第 3 条各号の公開しない場合にあてはまらないため、公開することとしてよろしいですか。お諮りいたします。</p>
他の委員	<p>異議なし</p>

後藤会長

ご異議がないようですので、本日の委員会は公開とすることに決定しました。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

平成 29 年 11 月 29 日付けで、中津川市長から当審査会に対して諮問第 3 号「東美濃ナンバー導入事業による住民意向調査に伴い、住民基本台帳情報を目的外利用及び外部提供することについて」が諮問されております。

中津川市個人情報保護条例第 7 条第 1 項第 4 号にありますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、保有個人情報の目的外利用が可能になり、また外部提供の制限が解除されることとなります。

今回の諮問第 3 号について、担当課から説明をお願いします。

政策推進課長

本日お世話になります、政策推進課長の木村と申します。隣は課長補佐の平野と申します。よろしく申し上げます。

まず私の方から、東美濃ナンバーとはどういうものか、それから導入に向けてどんな取り組みがなされてきたのかをご説明させていただきます。

住民意向調査の詳細については、後ほど平野課長補佐の方からご説明させていただきます。

まず資料として、「地方版図柄入りナンバープレートの導入について」という国土交通省の資料（資料 2）をご覧ください。地方版図柄入りナンバープレートというのが、東美濃ナンバーになります。資料 1 ページ目にあります交付の時期ですが、東美濃ナンバーは 1. (2) に記載のとおり新たな地域名表示の追加ということになりますので、その交付は平成 32 年度からということで国土交通省が予定しております。

その地方版図柄入りナンバープレートのイメージですが、下に「つくば」の例が記載されていますが、こういったイメージのものになります。

2 ページ目には、大まかな国土交通省と中津川市若しくは岐阜県のスケジュールが記載されておりますが、表の自治体の行が二

つに分かれています。上段の地域名表示の追加(第2弾)が該当になります。先ほど申しあげましたように表の平成32年度のところで、一番右側の第2弾交付開始となっております。

今回住民意向調査を行う予定をしておりますが、3ページ目をご覧ください。

1. 地域の基準の(3) その他の一番目、「対象地域において、地域住民の合意形成が図られていること」。これが現在7市町で取り組もうとしておりますが、国に応募していくために条件として掲げられているということで、合意形成を確認するためにアンケート調査を行おうとしているものです。

次に国土交通省の募集が平成29年5月に始まりまして、それに対応して9月に可児市を含む東濃6市の商工会議所が連名で各市長に対して東美濃ナンバー導入を要望されました。その導入要望を受け、10月に東美濃ナンバー実現協議会を設立しております。

資料の東美濃ナンバー実現協議会規約(資料3)をご覧くださいと、その第1条で目的及び設置として、地域振興及び観光振興を図るとともに、郷土愛や地域の一体感を育むために東美濃ナンバーの導入を目指すため、協議会を設置すると規定されています。

第3条では協議会のメンバーが規定されており、会議所の会頭、商工会の会長、自治体の首長、議会の議長、自治組織の代表者、観光協会の代表者がメンバーとなっております。

協議会の会長は、資料にありますとおり多治見商工会議所の会頭となっております。事務局は多治見商工会議所内に置かれております。この協議会の活動は12月から住民周知活動をしており、先ほどお配りさせていただきましたポケットティッシュ、それから市役所の周りにのぼり旗、市役所に横断幕また、資料の中にもありますリーフレット(資料4)など、こういったもので一生懸命PRをしております。肝心の住民の合意形成が図られているかを確認するために協議会として1月18日から1月31日までの間で住民意向調査を無作為抽出のアンケート調査で行う予定です。

政策推進課長 補佐	<p>今回のアンケート調査にあたって、住民基本台帳情報を利用すること、また協議会が行いますので、協議会に提供することになります。</p> <p>アンケートの方法については、平野課長補佐の方から説明させていただきます。</p> <p>それでは、アンケート調査の方法についてご説明申し上げます。本日配布させていただいております、「東美濃ナンバー導入に関するアンケート調査の実施について」という資料（資料 5）をご覧ください。</p> <p>調査期間につきましては、先ほど課長が申し上げたとおりになりますが、アンケートの実施主体は、東美濃ナンバー実現協議会となります。</p> <p>対象者は 7 市町に住む 18 歳以上の方 10,000 人を無作為抽出して実施します。7 市町の人口の約 2.2%にあたりますが、当市では、7 市町の人口按分により 1,732 人が対象となります。手法としましては、住民基本台帳を管理する市民課から協議会担当課である私ども政策推進課へ、平成 29 年 12 月 1 日を基準日として 18 歳以上の方の住民基本台帳データを提供していただき、そこから 1,732 人を抽出してタックシールを作成し、協議会から送られてきた封筒に張り付けて、送付します。</p> <p>利用する個人情報の項目は、調査に必要な郵便番号、住所、氏名、ふりがな、性別、生年月日、世帯番号、地区名です。</p> <p>調査項目は性別、年代、自動車免許の有無、東美濃ナンバー導入に関する意見の 4 項目です。</p> <p>次の資料になりますが、「東美濃ナンバー導入に関するアンケートのお願い」という文書（資料 5 の P2）と調査票（資料 5 の P3）、実際の調査票はハガキになりますが、この 2 つと先ほどのリーフレット（資料 4）を併せまして、次の資料の封筒（資料 6）に入れて送付します。</p> <p>アンケートは無記名で、転居や死亡等により不達となってしまった封筒は、中津川市役所に戻る仕組みを取っていますので、個</p>
--------------	---

	<p>人情報がアンケートの送付先である協議会事務局、これは多治見商工会議所内にございますが、そちらの方へ提供されるということではなく、協議会担当課である当課のみで扱うこととしております。従いまして、中津川市情報セキュリティ対策基準によってセキュリティは確保されております。</p> <p>最後の資料になりますが、スケジュールという資料（資料7）をご覧ください。年明け早々に市民課からデータの提供を受け、タックシールを作成し、こちらのスケジュールでいうと3番ですが、1月12日にお願い文書と調査票が封入された封筒が当市へ納品されますので、タックシールを貼り付け1月18日までに市の方で郵送します。</p> <p>1月末までの期間で調査を実施、回収し、委託業者により集計され、その結果により2月末に岐阜県知事へ申し込みを行うかどうか判断されます。</p> <p>以上がアンケート調査の概要になります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、諮問事項の審議に入ります。</p> <p>ただいまの政策推進課からの説明に対して質疑があればどうぞ。</p>
後藤会長	
後藤会長	<p>まず私から質問させていただきますが、最後に説明されたスケジュールの中にある黒カッコの意味ですが、12月25日の黒カッコは第2回協議会で決定することに、12月26日の黒カッコは委託業者がやることに、1月12日の黒カッコの納入作業も委託業者がやることになっておりまして、1月15日の「アンケートに宛名シールを貼り付けた後、発送」となっている黒カッコの中は自治体に続いて「・商工会議所・商工会」となっています。12日までは個人情報が出ていませんが、15日から商工会議所と商工会にも個人情報が出ていってしまいませんか。先ほどは自治体内でしか扱わないという説明があったのですが。いかがですか。</p>

政策推進課長	<p>申し訳ありません。商工会議所と商工会は消していただいて結構な部分です。市民の方へのアンケートはあくまでも自治体が行い、個人情報には市が扱うことになります。</p> <p>この商工会議所、商工会については、各商工会議所のメンバーである事業所にもアンケートを取ることが決定しましたので、商工会議所と商工会は、事業所の意見を収集するという意味で記載してあります。</p>
後藤会長	<p>個人情報保護条例で保護されている名簿とは違う、別の名簿を使ってやるということですね。</p>
政策推進課長	<p>商工会議所と商工会の独自の名簿で行います。</p>
後藤会長	<p>そうすると今回審議する個人情報を取り扱うタックシールというのは、全部自治体の方でやるということですね。この際、不在で戻っていくのも自治体ということでは良かったですね。</p>
政策推進課長 補佐	<p>はい、先ほどの資料に封筒の見本がありますが、封筒の一番下に返還先ということで、「中津川市役所 政策推進課」の記名がありますが、郵便局と協議会事務局で調整をしまして、不達郵便はすべて市役所に戻ってくるようになっております。</p>
後藤会長	<p>意向調査は東美濃ナンバー実現協議会という名前でやるのですが、封筒が返還される場合は市役所ですよ、という意味ですね。</p>
政策推進課長 補佐	<p>はい、そうです。</p>
後藤会長	<p>アンケート内容も男女の比率や年齢であり、個人情報と結びつかないですね。一番重要なのは問4ですね。</p>
池田副会長	<p>アンケートの問1～問3の質問の趣旨は何でしょうか。</p>

政策推進課長	<p>特に強い思いはありませんが、通常アンケート調査を行うときに、男女比や年齢層などが聞かれます。例えば、若い人が無関心だったとか、高齢者はどうだったとか、そういったところを確認しておきたいのと、運転免許証を持っている人と持っていない人では思いが違うのかとか、そういった分析をさせていただくうえで最低限の情報として把握しておきたいということで、設問に入っています。設問が細かければ細かいほど、市民の方には煩わしく感じられて、回答率が下がってしまうこともあるので、シンプルに思っております。</p>
池田副会長	<p>はい、わかりました。</p>
佐藤委員	<p>これは個人情報保護条例の第7条第1号第4号の規定に基づいてということですが、アンケートを配布される先には、こういった理由が説明されますか。</p>
政策推進課長	<p>資料の中に『「東美濃ナンバー」導入に関するアンケートのお願い』という依頼文書（資料5のP2）がありまして、その中で「なお、このアンケートは、各自治体が個人情報保護に関する取扱いに従って発送しています。」と記述してあります。</p>
後藤会長	<p>商工会議所や商工会が事業所を対象に行うアンケートのお願いは、別のものになりますか。</p>
政策推進課長	<p>はい、そうです。</p>
後藤会長	<p>これは科学的に分析する資料になりますか。それとも内部的に抑えておくだけの資料ですか。</p>
政策推進課長	<p>7市町全体でどうだったのかは、住民の方にはお示ししますが、各自治体の結果は公表しません。その中で、このアンケートだけで判断するのではなく、事業所にも依頼しますので、それも含め</p>

	<p>て総合的に判断していきます。このアンケート調査も一つの判断材料であるという考えです。</p>
後藤会長	<p>この協議会の正式名称は東美濃ナンバー実現協議会で、多治見商工会議所内に事務局があるとのことですが、これを各7市町がサポートする体制であるということですか。</p>
政策推進課長	<p>はい、そうです。</p>
後藤会長	<p>どの程度の事務作業までサポートするのでしょうか。</p>
政策推進課長	<p>個人情報扱う部分は、こちらで終了してしまいます。 アンケートの作業は、印刷物までは多治見商工会議所が準備してくれますが、それに個人情報を貼り付ける作業は市で職員がやります。</p>
後藤会長	<p>分析はどこがやりますか。</p>
政策推進課長	<p>返信用のはがきには住所も氏名もありませんので、返信された回答は委託業者が分析します。 事務局から委託された事業者です。</p>
後藤会長	<p>商工会議所、商工会が行う独自の調査と併せて評価するのもその業者ですか。</p>
政策推進課長	<p>そこは最終的には協議会になります。ある程度の基準を設けてやると思いますが、詳細はまだ決まっていません。 目安としては、「反対」「どちらかといえば反対」が「賛成」「どちらかといえば賛成」を上回ってしまった場合は赤信号の灯った状態であるということは、共通認識では持っております。</p>
後藤会長	<p>国の基準ではいくつかの要件があって（資料2のP3）、一番目</p>

<p>政策推進課長</p>	<p>のポイントは地域住民の合意形成が図られることとなっていて、1票でも多ければ合意形成がなされているということですかね。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>ズバリ書いてあればいいのですが、少しぼやかすように書いてありますので。</p>
<p>政策推進課長</p>	<p>裁量判断が許されるということですかね。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>その自治体がどう判断するのか、ということだと思います。</p>
<p>政策推進課長</p>	<p>地域名のくくりは初めから国が決めているのですか。それとも地域住民からですか。</p>
<p>政策推進課長</p>	<p>東美濃ナンバーについては、こちらの地域でこれにしようと思 めて取り組んでいるもので、国が決めたものではありません。 6市の商工会議所から要望が来た際に、「東美濃ナンバー」で という要望がされました。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>まさに地域の活性化という点では、プラスになるということ ですね。また、デザインも協議会で決められるのですか。</p>
<p>政策推進課長</p>	<p>資料2の2ページ目のスケジュールですが、平成29年度の1 月から3月のところで「導入申込み」と書いてありますが、これ は県知事を通して国土交通省に申請をしますので、県から国土交 通省に導入申込がなされたと考えていただいて、次にナンバープ レートの図柄部分のデザインを決めていかないといけませんの で、このデザインの検討に入りまして、平成30年12月には「デ ザインの提案」を国土交通省に出していかなければなりません。 そういうスケジュールになっております。デザインも東濃6市1 町で考えるとまとまり辛くて、難しいと今から心配しておりま す。</p>

後藤会長	<p>情報セキュリティについては、守られる形で行われることは保障されているようです。</p> <p>個人情報保護の観点から、他に何かご質問がありますか。</p>
後藤会長	<p>無いようですので、以上で質疑及び審議を終了します。</p> <p>政策推進課の方には、以上で退席させていただきます。</p> <p>これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。</p>
行政管理課長	<p>それでは、ただいまから、14時45分をめぐりに休憩といたします。政策推進課の方、ありがとうございました。</p> <p>～休憩中～</p>
後藤会長	<p>審査会を再開します。</p> <p>お手元に答申案が配付されていますので、ご審議をお願いします。</p>
後藤会長	<p>若干不思議な感じがしますが、法律で住民基本台帳の閲覧についての基準が決められているようですが、それでやらないでわざわざ審議会にかけるということは、より手厚くやるということですね。</p>
行政管理課長	<p>他市の方でも審議会にかけているということです。</p>
後藤会長	<p>それでは他にご意見がないようですので、この答申案にご異議なしということでよろしいですか。</p>
他の委員	<p>異議なし</p>
後藤会長	<p>ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。</p>

<p>後藤会長 14 : 50</p>	<p>本日の審議結果は、近日中に事務局において手続を経て、中津川市長へ答申していただきますのでよろしくお願いします。</p> <p>以上で中津川市個人情報保護審査会を閉会します。 ありがとうございました。</p>
-------------------------	--